



親 展

料金後納
郵便

101-0062

東京都千代田区

神田駿河台 2-9-5

公立 太郎 様



2406265 221121 0000001# 00000001
00001/00001 00000001 0000010000



大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

問い合わせ先



公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5

<https://www.kouritu.or.jp/>

電話 03-5259-1122

受付時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時から午後5時30分まで

受取人の方がお住まいではない場合には、開封せずに、「誤配」「転居した」等をご記入の上、そのままポストに投函してください。



両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。

給付算定基礎額残高通知書

（5年 4月～6年 3月）

公立 太郎 様 (86841000000001) 単位 円

(入金) 期月	① 標準報酬月額	② 付与額	③ 利息	④ 給付算定基礎額残高
前年度末				812283
4月	440000	6600	13	818896
5月	440000	6600	13	825509
6月	1456000	21840	14	847363
7月	440000	6600	14	853977
8月	440000	6600	14	860591
9月	470000	7050	14	867655
10月	470000	7050	51	874756
11月	470000	7050	51	881857
12月	1574000	23610	52	905519
1月	470000	7050	53	912622
2月	470000	7050	53	919725
3月	470000	7050	54	926829

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
⑤前年度末	812283		
⑥付与額累計	114150	—	—
⑦利息額累計	396		
⑧今回通知	926829		
⑨給付算定基礎額等合計	926829		

⑩年金払い退職給付加入期間	8年 6月
⑪付与率	令和5年 4月～令和6年 3月 1.500%
	年月～年月 %
⑫基準利率(年率)	令和5年 4月～令和5年 9月 0.020%
	令和5年 10月～令和6年 3月 0.070%

基礎年金番号 999999999

作成日 令和 6年 6月 19日

各項目の説明

① 標準報酬月額

掛金と付与額の基礎となる標準報酬の月額です。

同月に期末手当等の支給を受けた場合はその額を含みます。

② 付与額

標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。

年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。

③ 利息

当月の利息を表示しています。

前月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1カ月単位に換算した率）を乗じた額です。

④ 給付算定基礎額残高

当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。

前月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び当月の利息を合計した額を表示しています。

⑤ 前年度末

前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）

⑥ 付与額累計

各月の付与額を累計した額です。

⑦ 利息額累計

各月の利息を累計した額です。（※1）

⑧ 今回通知

今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。（※1）

⑨ 給付算定基礎額等合計

今回通知に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。（※2）

⑩ 年金払い退職給付加入期間

平成27年10月（年金払い退職給付制度創設）以降の組合員期間の年月数です。

⑪ 付与率

付与額を算定するために標準報酬月額に乗じる率です。

⑫ 基準利率(年率)

利息を求めるための率です。毎年10月に見直しされます。

※1 網かけ部分は、有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ表示されます。

※2 有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ、今回通知に表示している給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を合計した額を表示しています。

「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」の送付について

この通知書は、あなたの年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、すでに退職され組合員資格を喪失されている方には、退職時と節目年齢（35歳、45歳、59歳、63歳）の翌年度にお知らせします。

※ この通知書は、作成時点において登録済の標準報酬月額などの情報をもとに作成しています。このため、最新の情報となっていない場合がありますのでご了承ください。

※ 表示されている金額等は、将来の年金原資であり、年金額ではありません。

※ 「年金払い退職給付」とは、「退職等年金給付」の通称です。

詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご覧ください。



地共済年金情報Webサイトのご案内

「地共済年金情報 Web サイト」では公務員厚生年金期間（平成27年9月以前の期間を含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額、年金払い退職給付に係る給付算定基礎額などの最新情報をインターネットでご覧いただけます。

詳細は当共済組合のホームページをご覧ください。



年金払い退職給付制度について

被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）に伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たな公務員制度として「年金払い退職給付制度」が設けられました。

この制度には、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の3種類の給付があります。

1 年金積立時

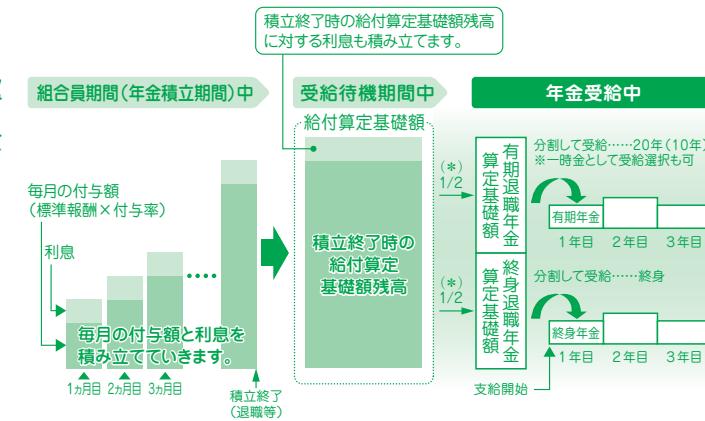
毎月の付与額と利息を退職時（積立終了時）まで積み立てます。この積み立てられた総額を「給付算定基礎額」といいます。退職後は、支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。

2 年金受給時

給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。

受給は原則として65歳からですが、60歳から繰上げ、または受給権を得た日から起算して10年を経過した日までの間に繰り下げて受給することもできます。

積立時と受給時のイメージ



(*) 組合員期間が10年に満たない場合は、1/4を乗じた額になります。

(注) 将来、年金払い退職給付を請求する際には退職所得の「源泉徴収票」が必要となる場合があります。退職時に発行される退職所得の「源泉徴収票」は大切に保管してください。

受給権発生（65歳）時点の年金額

退職年金は、1年以上引き続く組合員期間（平成27年10月1日をまたいで引き続く組合員期間も対象になります。）を有する方が、退職した後65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに、半分が有期退職年金、半分が終身退職年金として支給されます。

なお、有期退職年金は20年（10年）での受給または一時金として受給することができます。

1 有期退職年金の額（年額）

(1) 20年または10年で受給する場合

給付算定基礎額残高 (⑨) × 1/2 (※1) ÷ 有期年金現価率 (※2)

(2) 一時金で受給する場合

給付算定基礎額残高 (⑨) × 1/2 (※1)

2 終身退職年金の額（年額）

給付算定基礎額残高 (⑨) × 1/2 (※1) ÷ 終身年金現価率 (※3)

※1 組合員期間が10年未満の場合は1/4になります。

※2 有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます^(注)。

<参考> 受給権発生（65歳）時点の有期年金現価率

・20年で受給する場合 … 19.859541

・10年で受給する場合 … 9.964513

※3 終身年金現価率は、年齢に応じて定められます^(注)。

<参考> 65歳時点での終身年金現価率 … 22.821764

(60歳 … 27.052936 70歳 … 18.708053)

(注) ※2及び※3の現価率は、令和5年10月～令和6年9月の率であり、毎年10月に改定されます。

年金額の算出に用いる現価率は毎年10月に見直されるため、将来における年金見込額を算出することができません。

詳細は当共済組合ホームページ「年金払い退職給付のしくみ」をご覧ください。

